

# ファミリー・サポート事業

## <会員の手引き>



社会福祉法人 座間市社会福祉協議会

ファミリー・サポート事業

住所：座間市相武台 1-47-1

スカイアリーナ座間 1F

TEL:046-266-2003

FAX:046-266-2009

Mail : fami-sapo2003@zamashakyo.jp

## ☆ファミリー・サポート事業とは？

「子育てを応援してほしい人」と「子育てを応援したい人」が地域の中で育児の相互援助活動を行う会員組織です。事業担当が会員相互の援助活動を調整します。安心して子育てや仕事が続けられるように、又は育児ストレスを解消し、生き生きと子育てが出来るように応援します。

\*社会福祉法人座間市社会福祉協議会が、座間市より事業を受託し、実施しております。

## ☆会員になるには？

### 1. 利用会員

市内に在住し、生後3カ月以上から小学校6年生以下（障害を有する児童も小学校6年生以下）の子どもの保護者で育児の援助が必要な方。

\*ひとり親家庭等で料金の割引を受ける場合、児童扶養手当証またはひとり親医療証のコピーを提出していただきます。提出日より割引を開始いたします。

### 2. 協力会員

市内に在住している心身ともに健康な20歳以上の方。

(注) 両会員を兼ねることもできます。

・利用会員は、所定の申込書によりいつでも入会することができます。

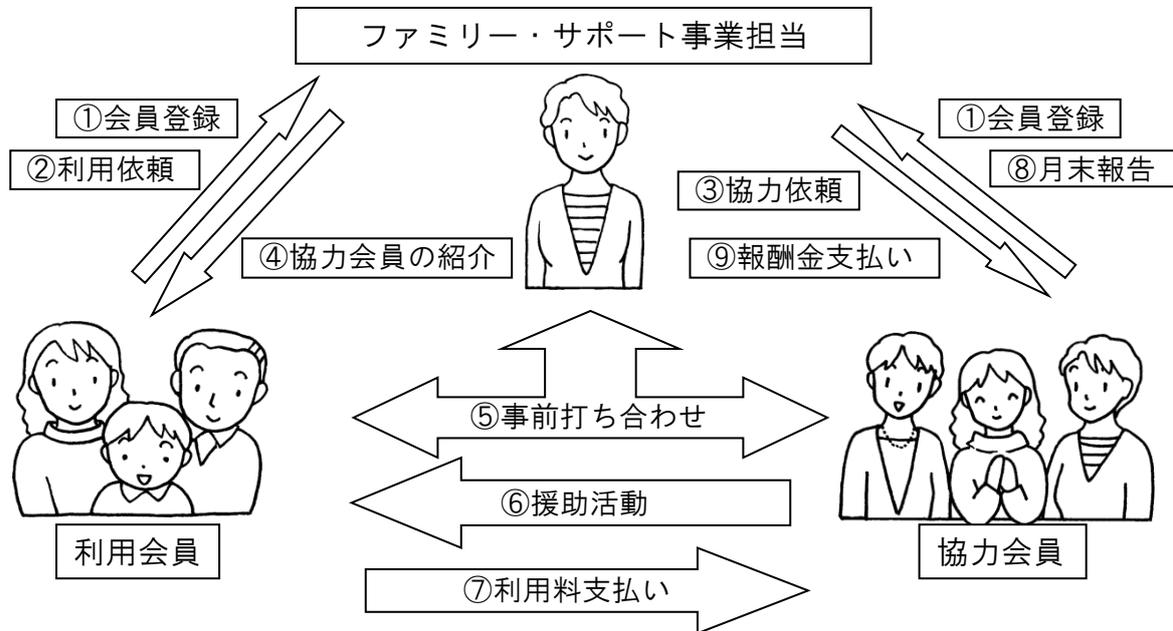
・協力会員は、社会福祉協議会(事務局)が実施する協力会員講習会(3日程度)終了後、入会の申し込みをして下さい。

## ☆援助時間は？

援助時間	6:30~21:00 (原則年末年始12月29日~1月3日は休み)
事業受付時間	8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

## ☆援助活動の流れ

利用会員の会員登録後、内容に応じて援助活動を行ってくださる協力会員を紹介し  
ます。その際、事業担当（コーディネーター）が立ち会い、両会員の紹介や援助活  
動についての**事前打ち合わせ**（顔合わせ）を行います。



**\*事前打ち合わせは必ず、必要です。平日の8:30~17:00内にお時間を作ってください。（お子さん同伴で行ないます）**

## ☆援助活動の内容は？

- ・ 保育園・幼稚園・小学校及び児童ホームの開始までの預かり。
- ・ 保育園・幼稚園・小学校及び児童ホームの終了後、児童等を預かること。
- ・ 保育園・幼稚園・小学校及び児童ホームまでの児童等の送迎を行うこと。
- ・ 保護者等が通院、病気、出産、休息等の場合、児童等を預かること。
- ・ 学校行事、地域活動、冠婚葬祭で外出が必要な場合、児童等を預かること。
- ・ その他、子育てのために必要な援助。

（注）座間市内のみの活動となります。（市外への活動はしておりません。）

\* 注意

1. 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の家庭において行ないます。
2. 子どもが病気の時の援助活動は行ないません。
3. 子どもの宿泊を伴う援助活動は行ないません。
4. 子どもの保育以外の援助活動は行ないません。

## ☆会員へお願い

1. 信頼関係で成り立つ事業です。ファミリー・サポート事業の趣旨を理解し、約束・決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーを守りましょう。(退会された後も同様です)
3. 不定期の援助活動は必ず事務局へ連絡してから行なってください。事務局を通さないものについては補償保険が適用されません。
4. 利用会員は子どもの健康・安全を十分考え、自らの判断と責任において援助の依頼をして下さい。また、依頼して援助内容以外の仕事は要求しないでください。
5. 保育園・幼稚園・小学校及び児童ホームへの送迎の場合、利用会員はお子さんの通う保育園等へ『ファミリー・サポート事業』を利用し送迎を依頼する旨を連絡し、『協力会員身分証明書の写し』(事前打ち合わせ時に渡します)を提出してください。
6. 保育園・幼稚園・小学校及び児童ホームへの緊急連絡先に協力会員を登録しないでください。(協力会員も受けてはいけません)
7. 協力会員が病気や急用が出来る場合など、急に援助に入れられない場合もあります。出来るだけ早い連絡を取り、その場合は保護者で対応をお願いします。
8. アレルギー等、お子さんによって様々です。食事(ミルク・弁当)・おやつ・オムツ等は利用会員自身が用意してください。また、協力会員は利用会員が用意した物を、使用してください。やむをえない場合の費用は利用会員が実費で支払ってください。
9. 利用料は、必ず月末までに精算してください。滞納された場合、翌月からの援助活動は出来ません。
10. 協力会員は活動後、事業活動報告書を記入し、月末にまとめ、翌月2日までに事務局に提出してください。
11. 援助活動中に事故が発生した場合は、その状況に応じて救急等対応をし、速やかに保護者・事務局に連絡してください。
12. 協力会員は、子どもがいつも安全でいられる環境を作りましょう。

## ☆補償保険制度について

「ファミリー・サポート事業に関わる団体補償保険」に加入しております。

(個人負担ではありません)

万全の注意は致しますが万が一の事故につきましては責任を負いかねる場合もございますのでご了承ください。

### ☆利用料金について

\*利用料は利用会員より支払うもの。

#### ○ 利用料金 (30分単位)

	1人目	2人目以降 (兄妹のみ)
利用料	450円	225円

・母子・父子家庭等の利用料金は以下の通り

(児童扶養手当証又はひとり親医療証をお持ちの場合)

	1人目	2人目以降
利用料	225円	110円

### ☆報酬金について

\*報酬金は社会福祉協議会より支払うもの。(翌月20日、指定口座に振込み)

#### ○ 報酬金 (30分単位)

	1人目	2人目以降 (兄妹のみ)
利用料	450円	225円
報酬金	100円	50円
合計	550円	275円

・母子・父子家庭等の報酬金は以下の通り

	1人目	2人目以降
利用料	225円	110円
報酬金	325円	165円
合計	550円	275円

- キャンセル料につきましては以下の通りです。
  - ・援助実施1時間前までの取消 : 無料
  - ・援助実施1時間前未満の取消 : 30分ぶんの利用料
  - ・援助開始時間以後の取消連絡及び無断取消 : 全額
- 利用料は約束した時間にお子さんと会った時間からお別れする時間までです。但し、約束時間から大幅に過ぎる場合は利用料を加算させていただく場合があります。
- 利用料は30分単位ですので1分でも過ぎればプラス30分ぶんです。
- 交通費、その他育児に必要な経費は実費を利用会員が支払う。

## ファミリー・サポート事業会員規則

### (名称)

第1条 本会は、ファミリー・サポート事業(以下「本事業」といいます。)と称します。

### (事務所)

第2条 本事業は、事務所を座間市緑ヶ丘一丁目2番1号(市立総合福祉センター内)に置きます。

### (目的)

第3条 地域において、育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者により構成される会員相互間の援助活動を支援することを目的とする。

### (業務)

第4条 本事業は、前条の目的を達成するため、次の業務を行います。

- (1) 会員募集、登録その他の会員組織化業務
- (2) 会員の援助活動の調整
- (3) 活動に必要な知識を会員に付与するための講習会関係業務
- (4) 会員同士の交流を深め情報交換の場を提供するための交流会関係業務
- (5) 会員及び関係機関との間の連絡調整業務
- (6) 会員等に対する広報業務
- (7) その他、前各号に付随する業務

### (会員の種類)

第5条 利用会員は市内居住者とし、協力会員は原則として市内居住者であって、次の各号に掲げる要件に該当する者としてします。

- (1) 利用会員 原則として利用会員と同居している親族であって出産後3箇月から小学校6年生まで(障害を有する児童にあっても小学校6年生まで)の乳児、幼児又は児童(以下「児童等」という。)のある者。
- (2) 協力会員 心身ともに健全で、この事業に対する理解と情熱を有し、第10条に定める本事業のサービスを提供する20歳以上の者。

### (会員資格の取得)

第6条 前条第1号に規定する利用会員になろうとする者は、利用会員加入申込書により同条第2号の協力会員になろうとする者は、協力会員等加入申込書により社会福祉法人座間市社会福祉協議会会長(以下「会長」という)承認を受けなければなりません。ただし、本人が申し込み困難な時は、親族等が代わって申し込むことができます。

2 利用会員と協力会員はこれを兼ねることができます。

3 協力会員になろうとする者は、会長の実施する講習会を受講しなければなりません。

- 4 協力会員には身分証明書を交付します。
- 5 登録は、会員継続の意向を確認のうえ、隔年4月1日に更新します。

(保険)

第7条 会員は援助活動中の事故に備えるため、保険に一括して加入するものとします。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失します。

- (1) 会長に退会の申出をしたとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 第5条に該当しなくなったとき。
- (6) 第9条に定める義務に違反したとき。
- (7) 偽り又は不正な手段により利用会員加入申込みをしたことが判明したとき。

2 協力会員は、その身分を喪失したときは、身分証明書を直ちに返還または破棄するものとします。

(会員の義務)

第9条 利用及び協力会員は、次の事項を守る義務を負います。

- (1) 会員は、事業を通じての知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。また、会員でなくなった後も同様とします。  
個人情報保護に関しては社会福祉法人座間市社会福祉協議会の「個人情報保護規程」を順守するものとします。
- (2) 協力会員は、活動中に児童等に異常を認めるときは、その状況を的確に把握し適切な措置を講じるとともに、速やかに利用会員に連絡を取り、必要に応じて関係機関に連絡すること。
- (3) 協力会員は活動に従事するときは身分証明書を携帯し、請求があるときはこれを提示すること。
- (4) 活動に関しては会員間で交わした約束事項を守ること。
- (5) 活動中に宗教活動、政治活動、営業活動など不相当と認められる行為をしないこと。
- (6) 当会の信頼を失墜するような行為をしないこと。
- (7) 会員の登録内容に変更が生じたときは、速やかに本会に届けること。

(ファミリー・サポート事業内容)

第10条 本事業の活動範囲は市内とし、内容はおおむね次にあげるとおりとなります。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び児童ホーム(以下「保育施設等」という。)の開始時間まで、又は終了後の一時預かり。
- (2) 保育施設等までの送迎。
- (3) (1)(2)にかかげるもののほか、仕事と育児の両立のための必要な援助。

- (4) 利用時間は原則として午前 6 時 30 分から午後 9 時までの間必要と認められる時間。
- (5) 児童等を預かる場合は、協力会員の家庭において行います。ただし、特別の事情のある場合は、利用会員の家庭において行うことができます。
- (6) 児童等の宿泊を伴うサービス及び病気の児童等には援助を行わないものとします。
- (7) 休日は原則として 12 月 29 日から 1 月 3 日とします。

(利用料等)

第 11 条 事業の提供を受けた者又はその者の属する世帯の生計中心者は、次に掲げる費用を負担します。

- (1) 本事業の費用は利用会員と協力会員との間で行うものとし、その額は次のとおりです。
  - ア 30 分あたり 450 円とする。ただし、児童扶養手当証又はひとり親医療証を取得している者(以下「母子・父子家庭等」という。)の場合は 225 円とする。
  - イ 兄弟姉妹の対象児童等を預ける場合は、2 人目からは 30 分あたり 225 円とし、母子・父子家庭等は 110 円とする。
  - ウ 対象児童等の食事(ミルク)、おやつ、おむつ、保育用具等は、原則として利用会員が用意します。なお、これらについて協力会員が費用を負担した場合は、利用会員が実費を支払うものとします。

2 利用会員がサービスの実施を取りやめた場合は、次のとおり取消料を協力会員に支払うものとします。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) サービス実施の 1 時間前までの取り消し | 無        |
| (2) サービス実施前 1 時間未満の取り消し  | 30 分の利用料 |
| (3) 無断取り消し               | 全 額      |

(報酬金)

第 12 条 前条の利用料他、協力会員へは次号に掲げる報酬金を会長より支払います。

- (1) 30 分あたり 100 円とする。ただし、母子・父子家庭等の場合は 30 分あたり 325 円。
- (2) 兄弟姉妹の対象児童等を預かる場合は、2 人目からは 30 分あたり 50 円  
ただし、母子・父子家庭等の場合は 165 円。

2 利用会員がサービス実施を取り消した場合の協力会員に対する報酬金は、次のとおりとする。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) サービス実施の 1 時間前まで取消し  | 無           |
| (2) サービス実施前 1 時間未満の取り消し | 30 分あたりの報酬金 |
| (3) 無断取り消し              | 全額に対する報酬金   |

(関係機関との連携)

第 13 条 会長は、座間市との連絡調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとします。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行します。